

事務連絡

平成24年1月4日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金千葉支部
千葉県国民健康保険団体連合会

千葉県子ども医療費助成事業における被用者保険分の
審査・支払事務の受託先の変更について（お知らせ）

平素は、医療保険制度の業務運営に格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県における子ども医療費の審査・支払事務につきましては、従来、国民健康保険分、被用者保険分ともに千葉県国民健康保険団体連合会へ請求していただいておりますが、平成24年4月提出分から被用者保険分については、社会保険診療報酬支払基金千葉支部へ提出していただくこととなりました。

つきましては、保険医療機関におかれましては、別紙にご留意いただき、制度の変更にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金千葉支部

審査企画部 事業管理課

Tel 043 (241) 9151

内線 304～308

千葉県国民健康保険団体連合会

管理課 管理係

Tel 043 (254) 7364

子ども医療費助成事業における被用者保険分の審査・支払事務の受託先変更について

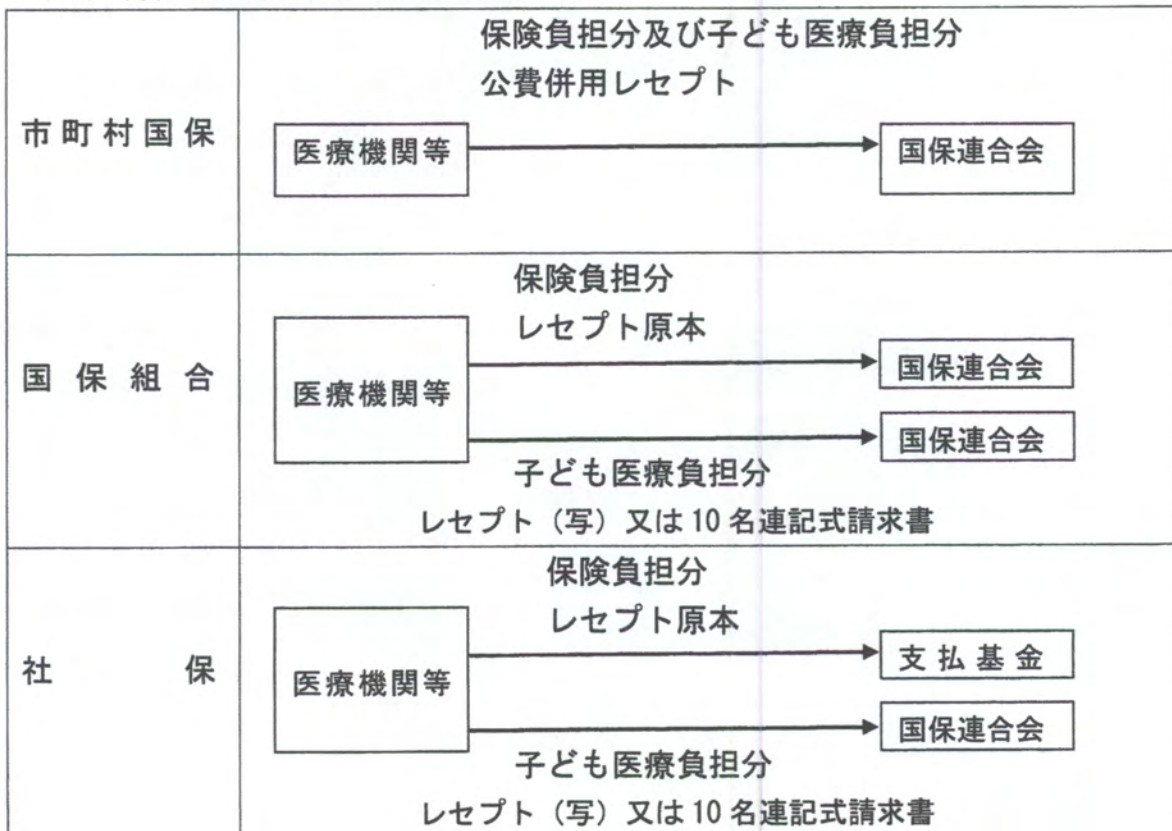
子ども医療費の審査・支払事務については、国民健康保険分、被用者保険分ともに千葉県国民健康保険団体連合会が受託していますが、平成24年4月提出分から被用者保険分の審査・支払事務の受託先は社会保険診療報酬支払基金千葉支部に変更されます。

つきましては、平成24年4月提出分からは、子ども医療費の被用者保険分については、社会保険診療報酬支払基金千葉支部へ公費併用レセプトにより請求くださるようお願いいたします。




また、これに伴い、レセプトコンピュータの改修等が必要となる場合がありますので、お手数ではございますが、システム開発業者等にご確認のうえ、請求時までには修正等の対応をお願いいたします。

1 請求の流れ

(1) 現行（平成24年3月提出分まで）



(2) 変更後 (平成 24 年 4 月提出分から)

市町村国保 (従来どおり 変更なし)	保険負担分及び子ども医療負担分 公費併用レセプト 
国保組合	保険負担分及び子ども医療負担分 公費併用レセプト 
社 保	保険負担分及び子ども医療負担分 公費併用レセプト 

2 留意事項

- (1) 請求方法は、すべて公費併用レセプトによる請求となります。これまで、社保、国保組合分の請求で作成いただいていたレセプトの写し又は 10 名連記式請求書による請求は、3 月 10 日の国保連合会への提出をもってすべて廃止となります。
- (2) 被用者保険分で平成 24 年 2 月診療 (調剤) 分及び月遅れ分は、平成 24 年 3 月 10 日までに連記式請求書により国保連合会あて提出されますようご協力をお願いいたします。
- (3) 平成 24 年 3 月 10 日までに提出できなかった被用者保険の月遅れ分を、4 月以降に提出される場合は、次の点にご留意のうえ、支払基金へ提出いただくようお願いいたします。

例 1 医療機関等の事情により、平成 24 年 2 月診療以前分の請求が、社会保険分及び子ども医療費助成事業分の双方ともに月遅れとなっている場合。

社会保険分及び子ども医療費助成事業分の双方が月遅れとなっており、併せて請求する場合は、平成 24 年 2 月診療以前分 (月遅れ請求分) も併用レセプトで請求願います。

例2 社会保険分はすでに請求済みであるが、子ども医療費助成事業分のみ未請求である場合。

子ども医療費助成事業分のみ未請求である場合は、連記式請求書は廃止されてされていますので、社会保険分レセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金千葉支部に提出いただき、レセプトが返付された後に、改めて併用レセプトで再請求願います。

例3 子ども医療費助成事業分はすでに請求済みであるが、社会保険分が未請求である場合。

子ども医療費助成事業分はすでに請求済みである場合は、社会保険単独レセプトで請求願います。